

第一 表

農林水産部内四課の分掌事務

農政課

- 一 部内職員の身分取扱に關すること。
- 二 部内予算經理及び決算に關すること。

(以下省略)

農林計画課

- 一 農林水産業振興の総合計画の樹立に關すること。
- 二 農地の開発改良、農林水産業の生産流通、農林水産業技術の普及等農林水産行政の基本計画の企画に關すること。

- 三 農林水産業の基本調査に關すること。

- 四 農林水産業経営及び農林水産業の機械化の推進に關すること。

五 農山漁村建設総合対策事業に關すること。

六 小団地開發整備事業に關すること。

七 農業改良資金に關すること。

八 農山漁村電氣導入促進事業に關すること。

九 農業會議及び農業委員會に關すること。

十 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）に基く農地の調整に關すること。（ただし、未墾地を除く。）

十一 農地の集團化に關すること。

十二 農林畜水産物の販売加工改善の企画に關すること。

十三 自作農維持創設資金に關すること。

十四 農村計画に關すること。

十五 農業構造改善促進対策事業実施に關すること。

開發拓植課

一 農地開發事業調査に關すること。

二 未墾地の買収及び売渡に關すること。

三 農地及び未墾地の対価の支払並びに徴収に關すること。

四 農地法に基く未墾地の調整に關すること。

- 五 開拓者の資金融通に關すること。
- 六 開拓地の経営指導に關すること。
- 七 開墾作業に關すること。
- 八 干拓事業に關すること。
- 九 開墾建設事業に關すること。
- 十 開拓地改良事業に關すること。
- 十一 入植及び移民に關すること。
- 十二 その他農地開発に關すること。

耕地課

- 一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の施行に關すること。
- 二 土地改良団体の指導及び監督に關すること。
- 三 耕地事業の資金に關すること。
- 四 耕地事業の資機材に關すること。
- 五 土地改良財産の管理及び処分に關すること。
- 六 耕地關係用地の買収及び補償に關すること。
- 七 耕地關係事業に伴う農地の換地計画に關すること。
- 八 耕地事業の調査及び計画に關すること。

九 国営農業水利改良事業の協力に關すること。

十 土地改良事業に關すること。

十一 湿田單作地域農業改良促進法（昭和二十七年法律第三百五十四号）その他土地改良に關する臨時法の施行に關すること。

十二 耕地の災害復旧事業に關すること。

十三 耕地災害防止施設事業に關すること。

十四 県單獨耕地事業に關すること。

十五 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）の施行に關すること。

十六 農林省農地局所管にかかる地すべり等防止事業に關すること。

十七 農林省所管にかかる海岸につき海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）の施行に關すること。

十八 農林省所管にかかる海岸保全施設の管理及び処分に關すること。

十九 農林省所管にかかる海岸整備及び災害復旧事業に關すること。

二十 耕地事務所に關すること。

二十一 その他耕地事業に關すること。

別紙

第

二

表

耕地事務所の名称及び位置

三重県桑名耕地事務所

桑名市

三重県四日市耕地事務所

四日市市

三重県津耕地事務所

津市

三重県松阪耕地事務所

松阪市

三重県伊勢耕地事務所

伊勢市

三重県上野耕地事務所

上野市

三重県鳥羽耕地事務所

鳥羽市

三重県尾鷲耕地事務所

尾鷲市

三重県熊野耕地事務所

熊野市

別紙

第三表

耕地事務所内の課

桑名、四日市、津、松阪、伊勢、上野及び鳥羽耕地事務所

庶務課

指導課

工事課

宮川用水課（伊勢耕地事務所に限る）

尾鷲及び熊野耕地事務所

庶務課

業務課

第 四 表

耕地事務所各課の分掌事務

庶務課

- 一 職員の身分及び服務に關すること。
- 二 予算及び經理事務に關すること。
- 三 財産及び營造物の管守に關すること。
- 四 耕地事業資金に關すること。
- 五 土地改良団体の指導及び監督に關すること。
- 六 用地の買収、借入及び物件又は権利の補償に關すること。
- 七 工事の請負その他契約に關すること。
- 八 海岸保全区域の占用及び同区域における行為の許可に關すること。
- 九 その他他課の主管に屬しないこと。

指導課

- 一 団体営耕地事業の設計、指導及び監督に關すること。
- 二 開墾干拓附帶事業の設計、指導及び監督に關すること。
- 三 国土調査事業の指導及び監督に關すること。
- 四 地すべり等防止事業の指導及び監督に關すること。

工事課

- 一 事業の企画及び調査に關すること。
- 二 工所用資材及び器材に關すること。
- 三 工事の施行に關すること。
- 四 工業の記録に關すること。
- 五 海岸保全施設整備事業の指導及び監督に關すること。
- 六 その他工事に關すること。

宮川用水課

- 一 国営宮川用水改良事業の促進に關すること。
- 二 国営宮川用水改良事業に伴う附帶事業の計画調査に關すること。

業務課

指導課及び工事課の分掌事務に相当する事務に關すること。